

報告第9号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和8年6月8日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和8年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員等の損害賠償責任の一部免責) 第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠	(職員等の損害賠償責任の一部免責) 第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠

償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

ア～エ 略

(2) 地方警務官 政令第173条の5第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

ア・イ 略

償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

ア～エ 略

(2) 地方警務官 政令第173条の4第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

ア・イ 略

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を5割とし、県は、損害賠償金2,435円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和6年6月13日

(2) 事故発生場所

鳥取市末広温泉町地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、一般県道鳥取国府線の歩行者用道路を通行中、路面の陥没した箇所

で転倒し、和解の相手方が負傷したものである。

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東伯郡琴浦町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金26,117円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年5月5日

(2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字野井倉地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、主要地方道東伯野添線を小型乗用二輪自動車で行中、沿道の斜面

から路上に落下していた石に接触し、同車両が破損したものである。

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金12,280円を乙に支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年5月14日

(2) 事故発生場所

鳥取市卯垣四丁目地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、主要地方道鳥取福部線を和解の相手方乙所有の軽貨物自動車で行中、沿道の駐車場に進入しようとした際、歩車道境界ブロックが跳ね上がり、同車両が破損したものである。

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 八頭郡八頭町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金9,348円を甲に支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年11月10日

(2) 事故発生場所

東伯郡北栄町江北地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、一般県道倉吉江北線を和解の相手方乙所有の軽乗用自動車で行中、対向車とすれ違うため路側帯を通過したところ、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を3割とし、県は、損害賠償金30,327円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年11月15日

(2) 事故発生場所

東伯郡北栄町江北地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、一般県道倉吉江北線を普通乗用自動車で行中、対向車とすれ違う

ため路側帯を通過したところ、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金438,768円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年11月30日

(2) 事故発生場所

鳥取市晩稲地内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東伯郡三朝町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金242,693円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年12月16日

(2) 事故発生場所

東伯郡湯梨浜町大字上浅津地内

(3) 事故の状況

鳥取県琴浦大山警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で駐車枠に駐車しようとして後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金78,210円を支払うものとする。

また、県は、人身傷害に対する損害賠償金23,975円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年12月18日

(2) 事故発生場所

鳥取市御弓町地内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金4,062,066円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和8年1月3日

(2) 事故発生場所

鳥取市青谷町青谷地内

(3) 事故の状況

一般県道俵原青谷線に設置されていた消雪施設（空気弁）が破損し、噴出した水により和解の相手方が所有する家屋及び土地を損傷させたものである。

報告第10号

長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年鳥取県条例第12号）第3条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和8年6月8日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	令和の改新戦略本部政策戦略局 東京本部	物品 保守	複合機	1台	東京都墨田区石原一丁目41番13号 株式会社日興商会 東京支店	月当たり賃借料 26,000円 及び使用1枚当たり 0.90円 黒カラー 6.00円	令和8年4月1日 ～令和11年3月31日	鳥取県令和の改新戦略本部政策戦略局 東京本部鳥取県立東京ハローワー
2	令和の改新戦略本部税務課	物品 保守	ノートパソコン	4台	鳥取市寺町50番地 株式会社鳥取県情報センター	1,819,840	令和8年4月20日 ～令和11年5月31日	鳥取県令和の改新戦略本部税務課 ほか2所属
3	消防防災航空センター	物品 保守	デスクトップパソコン	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	528,000	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日	鳥取県消防防災航空センター
4	生活環境部自然共生社会局自然共生課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	336,600	令和8年4月1日 ～令和9年8月31日	鳥取砂丘レジャークラブ
5	商工労働部雇用人材局鳥取県立米子ハローワー	物品 保守	デスクトップパソコン	6台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	1,983,168	令和8年4月1日 ～令和12年3月31日	鳥取県商工労働部雇用人材局鳥取県立米子ハローワー
6	商工労働部雇用人材局鳥取県立境港ハローワー	物品 保守	デスクトップパソコン	2台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	607,728	令和8年4月1日 ～令和12年3月31日	鳥取県商工労働部雇用人材局鳥取県立境港ハローワー
7	西部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	364,320	令和8年6月1日 ～令和12年6月30日	鳥取県西部総合事務所農林局
8	県土整備部技術企画課	物品 保守	タブレット	57台	広島市中区大手町四丁目1番8号 株式会社NTTコム 中国支社	15,144,180	令和8年4月27日 ～令和13年5月30日	鳥取県県土整備部技術企画課 ほか6所属
9	会計管理部会計指導課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	179,520	令和8年4月1日 ～令和12年5月31日	鳥取県会計管理部会計指導課
10	教育総務課	物品 保守	ノートパソコン	2台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	408,480	令和8年4月24日 ～令和12年3月31日	鳥取県教育委員会事務局教育総務課

番号	契約所屬名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
11	生徒支援・教育相談センター	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	264,000	令和8年4月1日 ～令和13年4月15日	鳥取県教育委員会 事務局生徒支援・ 教育相談センター
12	人権教育課	物品 保守	ノートパソコン	2台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	971,520	令和8年4月1日 ～令和12年3月31日	鳥取県教育委員会 事務局人権教育課
13	博物館	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	204,600	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日	鳥取県立博物館
14	米子養護学校	物品 保守	ノートパソコン	1台	境港市浜ノ町147番地 株式会社やまさき	198,000	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日	鳥取県立米子養護 学校
15	中央病院	物品 保守	複合機	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケオーウエイ	月当たり賃借料 11,200円 及び使用1枚当たり 黒 0.80円 カラー 6.40円	令和8年4月1日 ～令和13年4月30日	鳥取県立中央病院
16	中央病院	物品 保守	複合機	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケオーウエイ	使用1枚当たり 黒 0.78円 カラー 6.50円	令和8年4月15日 ～令和9年6月23日	鳥取県立中央病院

[変更契約]

番号	契約所屬名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	当初報告日	変更内容	
							変更前	変更後
1	生活環境部自然共生社会局自然共生課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	令和5年9月19日	契約期間 令和5年9月1日 ～令和8年3月31日 契約金額 279,620円	契約期間 令和5年9月1日 ～令和9年8月31日 契約金額 432,960円

この冊子は100部作成し、1部当たりの印刷単価は1,400円です。